

## ○岡山市農業用共同利用施設整備事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 地域農業の維持や農産物流通の効率化において重要な機能を担っている共同利用施設において老朽化が進んでいる機械や設備、システム等（以下「機械等」という。）の導入又は更新を支援することで、効率化や生産コストの低減を進め、産地の経営規模拡大を図るとともに、物価高騰の影響で機械等の導入又は更新が困難となっている農業者組織等を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するもの。補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

### (補助事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が岡山市内の共同利用施設に設置する機械等を導入又は更新する事業であって、総事業費が概ね5,000万円未満であること。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であって、交付決定日から令和8年2月27日までに機械等の購入、設置、支払いが完了できる者。

- (1) 岡山市農業協同組合、晴れの国岡山農業協同組合
- (2) 岡山市内に住所を有し共同利用施設を利用する構成員数等が20人以上の農事組合法人、出荷組合、生産部会等の農業者が組織する団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助事業者としないことができる。

- (1) 市税を完納していない団体等
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない団体等

### (補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付回数は、同一補助事業者に対し、原則年度内に1回までとする。

### (補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する購入費及び工事費、運搬費等の設置に係る経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

### (補助金額)

第7条

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、1,000万円を限度とする。
- (2) 前号の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、岡山市農業用共同利用施設整備事業実施計画書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、市税を完納していることを証明できる書類とする。

(事業計画の変更)

第9条 補助事業者は、事業計画を変更しようとするときは、前条に準じて変更計画書(様式第1号)を提出し、市長の承認を受けるものとする。ただし、補助金額の増額にあたる変更は、認めないものとする。

(事業実績の報告)

第10条 補助事業者は、事業完了後、実績報告書(様式第1号)を作成し、すみやかに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 財産管理台帳
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

(実施結果の報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、事業実施年度の翌年度の3月末日までに岡山市農業用共同利用施設整備事業実施結果報告書(様式第2号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第12条 規則第12条で規定する市長の定める軽微な変更は、補助金の増減及び実施主体の変更を除くものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する財産について、その処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間をいう。)内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

岡山市農業用共同利用施設整備事業

実施計画書  
変更計画書  
実績報告書

1 申請者（補助事業者）

氏名（名称） （代表者）		構成員等又は 施設利用者数	人
住 所 連 絡 先	〒		
共同利用施設 の名称			
共同利用施設 の所在地			
機械等の名称 （更新・導入の別）			
対象作物			

2 事業概要等

総事業費	補助対象事業費 (A) (A) = (B) + (C)	負担区分			備考
		市補助金 (B)	自己負担 (C)	補助率	
円	円	円	円	2/3 以内	補助上限額 1,000 万円

※市補助金は千円未満の端数は切り捨て

3 事業実施期間（工期）

着手（予定）	年 月 日	完了（予定）	年 月 日
--------	-------	--------	-------

#### 4 事業の計画（実績）（機械等ごとに作成すること）

機械名	
仕様・製造会社名・型式・台数	
目的（現状の説明・現状値及び事業概要※1）	
機械等の選定理由及び規模決定の根拠※2	
機械等の納入業者の選定方法	一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ 見積り合せ

※1 導入前の現状又は現行の機械等の導入年月や能力と、導入又は更新後の機械等の能力の比較などを記入すること。

※2 「機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では機械等の能力を決定（導入又は更新する機械等の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入することとし、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

#### 5 導入・更新する（した）機械等に係る費用（機械等ごとに作成すること）

機械等の名称	種別	総事業費	補助対象事業費	市補助金	自己負担
	導入	円	円	円	円
	更新				

※業者から取った見積価格（原則3者以上から見積り）等を記入すること。

なお、本事業の実施に伴って下取り等により処分益が発生する場合は、その額を控除した額を記入すること。

#### 6 添付資料

- (1) 施設の平面図（申請する機械等の設置場所）
- (2) 補助事業者の定款又は規約、施設管理規定、構成員（施設利用者）等名簿
- (3) 見積書（3者以上）、カタログ等
- (4) 完成写真、納品書、請求書または領収書の写し（事業報告時に必要な物とともに添付）
- (5) 事業計画変更の理由書（計画変更時に、必要な物とともに添付）
- (6) 収支予算書、収支決算書
- (7) その他必要と認める資料

## 岡山市農業用共同利用施設整備事業実施結果報告書

令和 年 月 日

岡山市農業用共同利用施設整備事業実施要綱第11条の規定により令和8年度における事業実施結果について報告します。

## 1 申請者（補助事業者）

氏名（名称） （代表者）		構成員等又は 施設利用者数	
住所 連絡先	〒		

## 2 事業の実施結果・財産管理（機械等ごとに作成すること）

共同利用施設の名称			
共同利用施設の所在地			
機械等の名称 （導入・更新の別）			
対象作物			
仕様・製造会社名・ 型式・台数	納品年月日	処分制限期間	
		耐用年数	処分制限年月日
導入又は更新前の 現状及び課題			
導入又は更新後の 効果			
利用期間等			